

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

佐賀県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第3条の4 条例第6条の2第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 入所者等の生活介助等のため虹の松原学園、<u>療育支援センター及び九千部学園</u>で行う宿日直勤務並びに児童の介護のため総合福祉センターで行う宿日直勤務</p> <p>キ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第3条の4 条例第6条の2第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 入所者等の生活介助等のため虹の松原学園<u>及び療育支援センター</u>で行う宿日直勤務並びに児童の介護のため総合福祉センターで行う宿日直勤務</p> <p>キ 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。